

第7期 雲南市農業委員会第9回総会議事録

1. 日 時 令和3年3月23日（火） 13:30～15:30

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員（17名）

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝
5番 柳原 昌広	6番 高橋美佐子	7番 小山 益男	8番 神田 邦昭
9番 高橋 一裕	10番 新田 清	11番 川角 茂	12番 林 明夫
13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫	16番 吾郷 正司	18番 嘉本 輝雄
19番 加藤 一郎			

4. 欠席委員（2名）

15番 小田川 清 17番 佐藤 博子

5. 事務局又は説明者

統括監 奥井健次 統括主幹 白築 香 主幹 土江慶彦 主幹 錦織慎司
農政課 落部 大

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第67号 雲南市標準農作業料金検討委員会委員の選出について
- ・議第68号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第69号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第70号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積（別段の面積）」の設定について
- ・議第71号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第72号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第73号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第74号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について
- ・議第75号 雲南市農地情報登録制度取扱要領の制定について
- ・議第76号 雲南市標準農作業料金検討協議会規程の一部を改正する告示について

7. 傍 聴 3名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第9回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、18番嘉本輝雄委員、1番三島輝昭委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 ・会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。それでは最初に、議第67号雲南市標準農作業料金検討委員会委員の選出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書5ページをご覧ください。議第67号雲南市標準農作業料金検討委員会委員の選出について、であります。また、別添資料No.2の第7期雲南市農業委員会組織体制・外郭団体現委員等名簿も合わせてご覧ください。 現在、雲南市標準農作業料金検討委員会委員には、〇〇委員、〇〇委員、〇〇代理、〇〇委員、〇〇委員及び〇〇委員の6名の委員にお出かけいただいております。 現在の任期は、来年令和4年3月31日までとなっておりますが、後の議題でもあります、議第76号雲南市標準農作業料金検討協議会規程の一部を改正する告示についてとも</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>関連があることから、今回提出をさせていただきました。</p> <p>農業委員さんにつきましては、農業委員の任期期間中は、特別の理由がない限りは、引き続き同じ委員さんをお願いする形を取っているところであります。</p> <p>本来であれば、昨年7月20日開催の第1回総会時に、任期を令和5年7月19日までにすべきところでしたが、令和4年3月31日までとなっております。よって、今回より改めさせていただきます、農業委員の任期であります、令和5年7月19日までとさせていただきますと思います。</p> <p>なお、これにより、次期第8期より、雲南市標準農作業料金検討委員会委員任期を農業委員の任期に合わせることにしたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。</p> <p>また、加藤会長につきましては、雲南市標準農作業料金検討協議会規程に基づいて、協議会の会長を別途お願いしておりますので、申し添えます。</p> <p>以上、委員の選出について、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。</p>
運営委員 員長	<p>5番〇〇です。先日、運営委員会でご協議をいたしまして、これまでも農業委員の任期期間中は特別の理由がない限りは、引き続き同じ委員さんをお願いする形を取っているところであります。先程、事務局から現在の委員さんの名前が読み上げられましたが、引き続き委員には、〇〇〇〇、そして〇〇委員、〇〇代理、〇〇委員、〇〇委員及び〇〇委員にお務めいただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに運営委員長から説明・提案がありましたが、質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。これは人事案件でございますので討論を省略いたします。お諮りいたします。議第67号雲南市標準農作業料金検討委員会委員の選出については、現在の委員の〇〇委員、〇〇委員、〇〇代理、〇〇委員、〇〇委員及び〇〇委員を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任とし、選出することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第67号雲南市標準農作業料金検討委員会委員の選出については、提案のとおり留任とし選出することに決定いたしました。なお、新たな任期につきましては、農業委員の任期の令和5年7月19日までとなりますので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に、議第68号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6ページ、議第68号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。7ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇地区、〇〇町〇〇地区、〇〇町〇〇地区、〇〇町〇〇地区です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>番号1番から9番、〇〇町〇〇地区については、地目は田3筆、畑6筆の合計9筆で関係者は4名、合計面積は6,211㎡です。令和3年3月1日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号10番から12番、〇〇町〇〇地区については、地目は田2筆、畑1筆の合計3筆で、関係者は1名、合計面積は722㎡です。令和3年2月15日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです</p> <p>番号13番から15番、〇〇町〇〇地区については、地目は田3筆で、関係者は1名、合計面積は829㎡です。令和3年1月26日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号16番から19番、〇〇町〇〇地区については、地目は田4筆で、関係者は2名、合計面積は1,972㎡です。令和3年2月9日と3月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>すべての地区の合計は、地目が田12筆、畑7筆の合計19筆、関係者は8名で合計面積は9,734㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p> <p>議長 　ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>　　　　(補足説明なし)</p> <p>議長 　ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>　　　　(無しの声あり)</p> <p>議長 　無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>　　　　(無しの声あり)</p> <p>議長 　討論を終わります。お諮りいたします。議第68号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>　　　　(無しの声あり)</p> <p>議長 　異議なしと認めます。よって、議第68号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定いたしました。</p> <p>議長 　次に、議第69号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>事務局 　議案書9ページ、議第69号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は6件の申請が出ております。議案書10ページをご覧ください。図面資料は12ページからです。</p> <p>　申請番号1番。〇〇町〇〇の3筆です。地目筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は1,527㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。</p> <p>　譲渡の申請事由は、本業もあり、耕作を続けることが困難なため。譲受の申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>申請番号2番。〇〇町〇〇の4筆です。地目筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は4, 431㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は、高齢になり、耕作が困難なため。譲受の申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇の2筆です。地目筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は1, 907㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。譲受の申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号4番。〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書の通りで、申請面積は222㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は、遠方に転居し、耕作が困難になるため。譲受の申請事由は、空家付農地制度を利用するため。ということです。土地代は家屋等との一括購入のため不明、確認委員は議案書の通りです。申請地については、今回別の議案で別段の下限面積の設定をお諮りすることとしております。</p> <p>申請番号5番。〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書の通りで、申請面積は3155.62㎡です。権利の種別は解除条件付き使用貸借で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は、営農型発電農地として引き続き貸与する。譲受の申請事由は、営農型発電農地として引き続き使用する。ということです。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>この場所については、平成27年より営農型発電施設設置地として貸与されており、制度上3年間の期限付きの一時転用となるため、今回5条の申請に合わせて農地として転用部分以外の農地の貸与も申請されるものです。</p> <p>申請番号6番。〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書の通りで、申請面積は1, 796㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。譲受の申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。確認委員は議案書の通りです。譲受人については、以前から譲渡人の依頼で申請地を耕作されていました。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>議長 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>2番 はい。</p> <p>議長 はい。どうぞ。</p> <p>2番 2番です。申請番号4番の〇〇町〇〇の件であります。空家付農地制度を利用しての方です。聞き取りを行いましたので、報告いたします。なぜ農地を取得したいのか。ということですが、奥様より家庭菜園を希望したために、家で食べる一般的な野菜を栽培するということです。耕作地をどうするかということですが、全面的に耕作を行うそうです。地域の活動にどう参加するのか。ということですが、自治会に加入して皆さんと一緒に活</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	動をするということでございます。以上です。
議 長	他に補足説明はございませんか。
5 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
5 番	5番です。申請番号5番の申請ですが、この申請は先ほどの事務局の方からも説明がありましたけれども、3年ずつの更新による申請であります。また、5条の方で出てきますが、その時に写真等により説明をいたしますが、ここの場所は、営農型発電農地となっております、少し高い所に太陽光パネルが設置してありまして、その下の空いたところで農地として利用するという申請であります。以上です。
議 長	他に補足説明はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第69号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第69号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議第70号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書13ページ、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定について説明します。議案書14ページをご覧ください。
	今回、空家付農地について指定追加および指定解除の事案が発生したため、令和2年11月19日の総会でご審議いただき告示した内容を変更したいと考えております。今回、空家付農地の登録申請2件が提出されており、太文字下線表示の2筆を指定追加し、また、あわせて空家付農地制度により売買の成立した2件4筆について指定解除を行いたいと思っております。指定追加に係る農地については資料30ページから36ページに記載しております。これにより、空家付農地は変更前の7物件21筆から7物件19筆に変更となります。なお、変更後の下限面積及び別段面積の告示日については、本日を予定しております。以上について、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今、事務局から説明しましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第70号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定することにご異議

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第70号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第71号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページ、議第71号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。16ページをご覧ください。図面は、37ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇1筆。地目は登記簿現況ともに畑で、申請面積は9.99㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は墓地で墓地一式を移転されます。転用理由は、現在の墓地が山の中腹にあり急な参道の先で管理や参拝ができないため申請地に移転したい。とのことです。令和3年2月22日に農用地区域除外の事前了承となり、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。本件については、農用地区域除外が事前了承されたことにとどまるため、審議は許可相当とし、後日、農用地区域除外が正式に公告決定された後に、会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇1筆。地目は登記簿田、現況畑で申請面積は851㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は貸駐車場、来客従業員用車30台分の駐車場を整備されます。転用理由は、近隣事業所より駐車場の要望があったため、当該申請地を貸駐車場として整備したい。とのことです。確認委員は議案書のとおりです。農用地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇1筆。地目は登記簿田、現況宅地で申請面積は37㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は宅地拡張で、宅地を整備されます。転用理由は、庭や居宅が狭くなったため、宅地を拡張したい。とのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足から平成27年4月より宅地に造成してしまった。とのことです。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号2番に同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇1筆。地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は554㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は駐車場及び倉庫で、倉庫1棟52㎡と来客用車12台分の駐車場を整備されます。ちなみに倉庫1棟52㎡につきましては、令和2年4月22日に農業用施設届が提出されています。転用理由は、造園業を営んでおり駐車場が不足しているため、駐車場を整備したい。併せて農業用倉庫も整備したい。とのことです。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇1筆。地目は登記簿田、現況雑種地で申請面積は817㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は貸駐車場、普通自動車25台分の駐車場を</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>整備されます。転用理由は、地元住民の貸駐車場を無償として整備したい。とのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足から平成10年4月より駐車場に造成してしまった。とのことです。確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、土地改良事業等の農業公共投資の対象となった農地である。ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合の集落接続に該当すると考えます。本件については、農用地区域除外が事前了承されたことにとどまるため、審議は許可相当とし、後日農用地区域除外が正式に公告決定されます。また1種農地であるため島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた後に、会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇1筆。地目は登記簿田、現況畑で申請面積は10㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は墓地で墓碑一式を移転されます。転用理由は、現在の墓地が山の中腹にあり急な参道の先で管理や参拝ができないため申請地に移転したい。とのことです。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇1筆。地目は登記簿田、現況畑で申請面積は10㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は墓地で墓碑一式を移転されます。転用理由は、現在の墓地は急な参道の先で管理や参拝が不便であるため申請地に移転したい。とのことです。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号5番に同じです。</p> <p>申請番号8番、〇〇町〇〇2筆。地目はいずれも登記簿現況ともに畑で申請面積は合計68㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は宅地進入路で、宅地進入路を整備されます。転用理由は、自宅までの進入路を整備したい。とのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足から昭和58年頃より進入路を整備してしまった。とのことです。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号9番、〇〇町〇〇2筆。地目はいずれも登記簿田、現況畑で申請面積は合計19.31㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は墓地及び管理地で墓碑一式を移転されます。転用理由は、現在の墓地が山の中腹にあり急な参道の先で管理や参拝ができないため申請地に移転したい。とのことです。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号5番に同じです。以上報告いたします。ご審議についてよろしくをお願いします。</p> <p>議 長 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>14番 はい。</p> <p>議 長 はい。どうぞ。</p> <p>14番 14番です。申請番号5番について、補足説明を行います。</p> <p>始末書が出されておまして、今回、農地転用申請します土地は、平成10年4月頃に農地法の許可を受けずに造成され、現在に至っております。農地法について十分な知識が無かったとは言え、無断転用され、その後の手続きを取らなかったことについて深く反省し、お詫び申し上げます。今後は、農地法を遵守しますので今回の申請につきまして、何卒よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。令和3年2月13日雲南市農業委</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>員会会長あてでございます。続きまして、農地転用の事業計画案でございますが、交流センターに隣接しているということで、その交流センターのイベント等についての無償での駐車場及び冬季につきましては、除雪特殊機械の駐車場ということをご想定しておられます。現在に至るまでの経過でございますけれども、先ほどの説明の中とも重複しますけれども、平成10年度〇〇川の河川工事に伴う駐車場として使っていたものをそのままになって、その後地権者が代わったということでそのままになっておいて、改めて駐車場として申請をするという運びとなった計画でございます。合わせまして、状況の確認でございますけれども、申請することになった理由につきましてははさきほど申し上げましたとおり、平成26年5月に前に土地をもっておられた地権者から、新たに権利を取得したということで、この転用の目的につきましては、使われていた駐車場をそのままに継続したいということでございます。いつから使用したかにつきましては、地権者が代わった平成26年5月に土地を購入したというところでございます。以上です。ご審議のほどをよろしくお願いたします。</p>
<p>議 長 4 番 議 長 4 番</p>	<p>他に補足説明はございませんか。 はい。 はい。どうぞ。</p>
	<p>4番です。申請番号8番について、事務局から話がありましたとおり、始末書が出されておりますので、ご説明いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会長様。このたび、農地法第4条の許可申請をするにあたり、雲南市〇〇町〇〇字〇〇△△番△の土地は畑でありましたが、宅地進入路が狭く不便なため畑の一部を昭和58年頃に木戸道を付け替えて進入路として利用してきました。本来なら農地法の許可を得て工事着手すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意いたします。ということでございます。これにつきまして、3月10日に担当の推進委員さんとわたくしと現地確認並びに聞き取りを行いました。申請することになった経過についてですが、図面資料の72ページから76ページをご覧くださいながらですけれども、申請者は冬の間は自宅を離れて福祉施設の方へ入居された模様です。4月からデイサービスを利用されておられるようです。冬の間は積雪が多いということが理由だそうです。現在76ページの写真のように道幅が非常に狭くまた、上り道ということで軽トラがやっと上る程度の道幅しかないということで、デイサービスのマイクロバスが玄関先まで上がるには狭い状況にあり、そこで進入路の道幅を3mに広げて、マイクロバスが玄関先まで上がるようにしたいとのことでした。転用目的は宅地への進入路です。いつから使用していたのかにつきましては、〇〇〇の話によりますと、昭和58年頃から当時はオートバイが通れる程度の道幅、その後軽トラが通れる道幅に広げていかれたようです。自宅周辺のことでしたので特に農地法についての意識もなく使用していたとのことでした。今回申請番号9番と合わせての申請手続き中に指摘をされ、初めて気づいたとのこと、大変申し訳なく深く反省されておられました。以上でございます。ご審議についてよろしくお願いたします。</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>他に補足説明はございませんか。 はい。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>はい。どうぞ。</p> <p>申請番号3番、本日〇〇委員が欠席ということで、これも始末書が提出されている案件でございますので、読ませていただきたいと思います。このたび、農地法第4条の許可申請をするにあたり、雲南市〇〇町〇〇△△△番△の土地は田でありましたが、令和1年10月頃から造成整備し、宅地を拡張して利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し、再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたしますので、よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。という始末書が出ております。以上でございます。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p> <p>(他に補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。はじめに、申請番号1番、4番、6番及び8番は、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。また、申請番号5番、7番及び9番は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる案件で、かつ、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。よって、申請番号1番及び4番から9番を除く案件については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第71号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番及び4番及び9番を除く案件は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、申請番号5番、7番及び9番は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる案件で、また、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第71号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号5番、7番及び9番は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合並びに県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、申請番号1番、4番、6番及び8番は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要となる案件で、また、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第71号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番、4番、6番及び8番は、申請のとおり許可相当であると確認することに決</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>定いたしました。今後、県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p> <p>次に、議第72号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書19ページ、議第72号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今回9件の申請が出ております。議案書20ページをご覧ください。図面資料は82ページからです。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は57㎡。地目は議案書の通りです。権利の種別は賃貸借で、貸借期間は10年間、譲渡人譲受人は議案書の通りです。転用目的は資材置場で、転用理由は、隣接する資材置場の利便性向上のために、申請地を合わせて利用する。ということです。隣接する資材置場へは、現在横のいわゆる赤道を使用して資材の運搬等行っておられますが、使用が不便であり、市道に面した申請地を今回合わせて借りられることにしたものです。土地代確認委員は議案書の通りです。令和3年2月22日に農用地区域除外の事前了承となっており、農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。なお、本件は、第1種農地であることから島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定および農用地区域除外の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇の2筆で、申請面積は合計1,699㎡です。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。転用目的は資材置き場で、隣接する譲受人所有の資材置場と合わせて利用されます。転用事由は、申請地を取得し、本社から2km離れた場所にある資材置場を移設する。ということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。本件も申請番号1番と同様に農用地区域除外の事前了承となっている第1種農地となります。よって、本日は許可妥当か否かのご審議をいただき、妥当とされた場合は所定の決定を踏まえて会長専決による許可となります。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は38㎡。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。転用目的は個人住宅で、転用理由は、現在住んでいる住宅が老朽化しているため、申請地を周辺宅地と合わせて取得し、居宅を新築する。ということです。土地代確認委員は議案書の通りです。本件も令和3年2月22日に農用地区域除外の事前了承となっておりますが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。本件については、本日許可相当と決定いただいた場合、農用地区域除外の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号4番。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は293㎡。地目は議案書の通りです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。転用目的は資材置場で、転用理由は、事業の拡大に伴い、現在の資材置場では不足するため、隣接する申請地を取得し資材置場を拡張する。ということです。土地代確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号3番と同じで、許可相当と決定いただいた場合には、農用地区域除外の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号5番。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は279㎡。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。転用目的は駐車場で、車庫1棟と4台分の来客用駐車場を整備されます。転用理由は、車庫が不足し不便なため、申請地を取得し車庫および来客用駐車場を整備する。ということです。土地代確認委員は議案書の通りです。始末書が提出されており、農地法の知識不足から、申請が必要と知らず車庫を事前に建築してしまった。ということです。農地区分および許可条項は申請番号3番と同じで、許可相当と決定いただいた場合には、農用地区域除外の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号6番。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は24㎡です。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。転用目的は宅地進入路で、転用事由は、隣接地に新築する居宅への進入路にする。ということです。土地代は、周辺の宅地等と一括購入のため不明、確認委員は議案書の通りです。始末書が提出されており、隣接する宅地等の売却にあたり、道路と接続する進入路を農地法の知識不足から申請せずに敷設してしまった。ということです。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号7番。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は86㎡です。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。転用目的は個人住宅で、転用事由は、現在借家住まいであり、不便なため隣接する宅地と合わせて取得し、個人住宅を新築する。ということです。土地代は、周辺の宅地等と一括購入のため不明、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号6番に同じです。</p> <p>申請番号8番。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は10㎡。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。転用目的は宅地拡張で、物干し場として利用されます。転用理由は、申請地を取得し、家族の物干し場を設置する。ということです。図面資料121ページでご確認いただける通り、居宅に隣接する軒下のような場所となっており、農地であることを知らず物干し場として使用してしまっていた。という始末書が提出されております。土地代確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号3番と同じで、許可相当と決定いただいた場合には、農用地区域除外の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号9番。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は3,157㎡のうちの1,38㎡。地目は議案書の通りです。権利の種別は使用貸借の一時転用で、貸借期間は3年間、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は太陽光発電施設で、営農型発電施設の支柱284本を設置されます。転用理由は、太陽光発電施設の継続使用及び下部での営農継続。ということです。申請地では、譲受人が平成27年より営農型太陽光発電施設を運営されており、これは制度上3年に1回更新が必要なことから、今回更新の申請が行われたものです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>確認委員は議案書の通りです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地、許可条項は農地法施行令第11条第1項に定める一時的な利用に供するためのものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないものに該当する一時利用に該当すると判断しました。以上について、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
6 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
6 番	<p>6番です。申請番号2番の案件について、1,000㎡以上ということで説明させていただきたいと思います。これは、〇〇さんより数年前から水が無くて耕作ができなくなり、そこを管理はしていましたが、なかなか高齢になったために草刈も出来なくなり、〇〇建設さんの方へお願いしたら快く引き受けていただき、隣の方にも資材置き場を置いておられますので、その隣ということで資材置き場にするからということで、〇〇建設さんも離れたところに1年間いくらかという金額で借りておられるところがありまして、そこを返せば自分の土地でやれるということがありまして、今回資材置き場ということで、〇〇さんから譲り受けられました。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>
2 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
2 番	<p>2番です。申請番号6番の案件です。これについて始末書が出されておりました、このたび、農地法第5条の許可申請をするにあたり、雲南市〇〇町〇〇△△番△の土地は畑でありましたが、令和2年5月頃に近隣の宅地分譲地造成の際、進入路を整備し利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたします。という始末書が出ております。これにつきまして、聞き取りを行っております。申請することになった経過についてですが、申請地周辺を宅地として売却しようとしたところ、農地の転用売却には農業委員会の許可が必要であることを知り、進入路の整備が事前着工であることがわかった。転用目的はどのようにされるかについては、申請地に隣接する農地を宅地として売却することを考えており、そのための進入路として使用するというところでございます。令和2年5月頃に隣接地を売却するために進入路として使用をするということでございます。以上でございます。それと、申請番号8番についても始末書が出ております。平成3年4月頃に自宅の隣接地で便利がよかった場所を農地と判らずに物干し場を造りました。今後、農地法を遵守し十分に確認することとしますので、ご承認を頂きますようお願いいたします。という始末書が出ております。これにつきまして聞き取りを行いました。まず経過ですけれども、譲渡人は今〇〇の方に在住されておられまして、現在対象農地、所有地を整理売却しようとしたところが、譲渡人使用の当該地が判明しました。農地は農業委員会の許可が必要であるということで、申請に至っております。議案書にもありましたが申請地は、物干し場として利用したいと。これは平成3年4月頃から物干し場として使用をしていらっし</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>やったようです。現状ですけれども譲受人の自宅の宅地などの通過する旧の畑道がございまして、ここが対象となっております。その先の畑も山地化してございまして、現在も使用はない状態です。以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
5 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
5 番	<p>5番です。9番の申請でございますが、最初の3条の方でも出てまいりました関連の申請でございます。128ページの写真を見ていただきたいと思いますが、単管材を組んでその上に太陽光パネルが乗っている状況であります。これが、営農型太陽光発電施設というものでありまして、この一時転用は足場のパイプの面積を足したものが1.38㎡になりまして、この面積が一時転用となっております。3条の方でも説明いたしましたが、3年ごとの更新の申請であります。下の方ではシイタケとかの栽培がしてありました。それと花木としてシブキとかが栽培してあります。どうしても時期的に野菜とかは、見当たりませんでした。栽培した後のクズのようなものはありましたが、どうしても上の太陽光パネルがありますので、どうしても蔭になりますので、なかなか栽培するものが限られる状態であると思われれます。以上でございます。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
事務局	はい。
議 長	はい。どうぞ。
事務局	<p>申請番号5番でございます。確認委員が本日ご欠席ということでございますので、事務局の方で始末書を代読させていただきたいと思っております。農業委員会会長あて。このたび、農地法第5条の許可申請をするにあたり、雲南市〇〇町〇〇△△△番△の土地は畑でありましたが、土地所有者と本家分家の関係にあったため申請地の一部を無償にて使用し、〇〇〇が昭和60年月日不詳に車庫を建築し利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、管理を徹底することを固くお誓いいたします。ということでございます。以上でございます。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
	(他に補足説明なし)
議 長	<p>ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。はじめに、申請番号1番及び2番は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる案件で、かつ、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。また、申請番号3番、4番、5番及び8番は、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。よって、申請番号1番から5番及び8番を除く案件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	異議なしと認めます。よって、議第72号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番から5番及び8番を除く案件は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、本案件のうち、申請番号1番及び2番は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる案件で、また、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第72号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番及び2番は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合並びに県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可を決定いたします。
議 長	次に、本案件のうち、申請番号3番から5番及び8番の案件は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要となる案件で、また、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第72号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号3番から5番及び8番は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可を決定いたします。
議 長	次に、議第73号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書23ページ、議第73号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書24ページをご覧ください。今回は設定件数28件。内訳は〇〇町19件、〇〇町3件、〇〇町1件、〇〇町2件、〇〇町1件、〇〇町2件で、一括方式による転貸、中間管理機構が借り受けるものではありません。借り受け戸数は20戸となっております。この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、議事参与の制限に該当する〇〇町、〇〇町、〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮願ひしたいと思います。 あの時計で、14時55分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願いします。 (休憩)
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、議事参与の制限に該当する、申請番号5番、24番、25番及び26番を除く案件について、〇〇町よりお願ひします。
7 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。

発信者	議 事 録 要 旨
7 番	7番です。〇〇町の案件でございますが、議事参与の制限に該当する申請番号5番を除く案件でございますけれども、18件あります。そのうち再設定が12件、新規が6件でございます。内1件は農事組合法人が受けるもの、あと5件の個人のものにつきましても受ける方が農業経営をしっかりとされておるといことで、妥当であると判断いたしましたので、よろしくご審議お願いいたします。以上です。
議 長	次に、〇〇町お願いします。
9 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
9 番	9番です。〇〇町の案件の番号20番から22番の3件につきましては、いずれも再設定でございます。妥当であると判断いたしましたので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	次に、〇〇町お願いします。
2 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
2 番	2番です。申請番号23番1件であります。こちら再設定であり妥当であると判断いたします。以上です。
議 長	次に、〇〇町お願いします。
8 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
8 番	8番です。〇〇町、申請番号27番28番とも新規でございますが、妥当と判断いたしましたので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第73号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号5番、24番、25番及び26番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第73号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号5番、24番、25番及び26番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。
議 長	次に、議事参与の制限に該当する案件について審議いたします。初めに、〇〇町分の申請番号5番の案件は、雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、12番〇〇委員には、ご退席願います。 (12番〇〇委員 退席)
議 長	それでは、申請番号5番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。
7 番	はい。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 7 番	はい。どうぞ。 7 番です。申請番号 5 番でございますが、これは新規でございますけれども設定を受けるところは、農事組合法人さんでございまして妥当と判断いたしましたので、よろしくお願いたします。
議 長	ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第 7 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号 5 番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 7 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号 5 番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。 1 2 番〇〇委員にはご着席願います。 (1 2 番〇〇委員 着席)
議 長	次に、〇〇町分の申請番号 2 4 番及び 2 5 番の案件について、5 番〇〇委員には、ご退席願います。 (5 番〇〇委員 退席)
議 長	それでは、申請番号 2 4 番及び 2 5 番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表させていただきます。
1 3 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
1 3 番	1 3 番です。申請番号 2 4 番 2 5 番の 2 件でございます。利用権の設定を受ける方は、集積農地の耕作の実績が多数あり妥当と判断いたしますので、よろしくお願いたします。
議 長	ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第 7 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号 2 4 番及び 2 5 番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 7 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号 2 4 番及び 2 5 番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。 5 番〇〇委員にはご着席願います。 (5 番〇〇委員 着席)

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	次に、〇〇町分の申請番号26番の案件について、4番〇〇委員には、ご退席願います。 (4番〇〇委員 退席)
議 長	それでは、申請番号26番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。
11番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
11番	11番です。申請番号26番の案件につきまして、許可妥当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いたします。
議 長	ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第73号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号26番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第73号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号26番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。 4番〇〇委員にはご着席願います。 (4番〇〇委員 着席)
議 長	次に、議第74号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定についてを議題とします。農政課より説明を求めます。
農政課	<p>農林振興部農政課 〇〇と申します。本日は、農用地区域の変更ということで、除外申請が、〇〇町9件、〇〇町2件、〇〇町9件、〇〇町4件、〇〇町6件、〇〇町5件、編入が〇〇町1件、合計36件について説明させていただきます。</p> <p>今回、除外の面積は、田が7,933.87㎡、畑が9163.4㎡、計17,097.27㎡、編入の面積は、田が74㎡となっています。</p> <p>また、今回追認案件は、〇〇町4、〇〇町4、〇〇町1、計9件となっております。</p> <p>内容につきましては、先月2月25日に開催された、農業委員会総会において説明させていただいておりますが、〇〇の変更理由書に修正がございますので、資料の差し替えをさせていただきます。変更箇所につきましては、個別の説明の際に説明させていただきますので、ご了承ください。</p> <p>個別の説明は変更土地調書でさせていただきますが、墓地、携帯電話の鉄塔、に係る案件につきましては時間の都合上詳しい説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、〇〇町から説明します。1ページをご覧ください。除外する件数は9件です。自宅宅地整備が1件、宅地拡張が1件、事務所及び駐車場の新設が1件、自家用及び農機具用車庫の新設が1件、駐車場及び倉庫敷地の新設が1件、駐車場の造成が1件、墓地の</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>移転及び道路木戸道敷地の新設1件、携帯電話用の鉄塔設置が2件となっています。</p> <p>2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、18.2aとなっています。</p> <p>5ページをご覧ください。個別説明資料となります。修正箇所につきましては、整理番号8の除外する土地の地番で、〇〇となっていたのを〇〇に修正させていただいております。整理番号1は、事業計画者 〇〇さんで、自家用及び農機具用車庫の新設で、追認となります。整理番号2は、事業計画者 〇〇さんで、墓地の移転及び道路木戸道敷地の新設で、道路敷地について、追認となります。整理番号3は、事業計画者 〇〇さんで、宅地の拡張で、追認となります。整理番号4、5は、携帯電話用の鉄塔です。整理番号6は、事業計画者 〇〇さんで、駐車場の設置で、追認となります。1種農地となっており、許可条項は許可規則33条の4号集落接続となります。整理番号7は、事業計画者 〇〇さんで、居宅用住宅の新築のための案件となります。実家の近くに家を建てる計画を立て、新築をされます。整理番号8は、事業計画者 〇〇さんで、駐車場及び倉庫の設置です。整理番号9は、事業計画者 〇〇さんで、事務所及び駐車場の設置です。1種農地となっており、許可条項は許可規則33条の4号集落接続となります。</p> <p>〇〇町の説明をします。1ページをご覧ください。除外する件数は2件です。木材資材置場整備が1件、車庫の新築が1件となっています。また編入する件数は1件です。</p> <p>2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、9.9aとなっています。3ページをご覧ください。編入する土地の面積は、0.7aとなっています。5ページをご覧ください。個別説明資料となります。整理番号1は、事業計画者 〇〇さんで、木材資材置場の整備です。1種農地となっており、許可条項は許可規則33条の4号集落接続となります。整理番号2は、事業計画者 〇〇さんで、車庫の新築です。整理番号3は、事業計画者 〇〇さんで、編入の案件となります。</p> <p>〇〇町の説明をします。1ページをご覧ください。除外する件数は9件です。宅地拡張が1件、宅地拡張及び駐車場、墓地進入路、管理地並びに物置増築が1件、駐車場の造設が1件、墓地の移転が3件、墓地及び参道の新設が1件、木材資材置場整備が1件、携帯電話用の鉄塔設置が1件となっています。2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、38.7aとなっています。5ページをご覧ください。個別説明資料となります。整理番号1は、事業計画者 〇〇さんで、宅地拡張で、追認となります。整理番号2は、事業計画者 〇〇さんで、墓地の移転です。整理番号3は、事業計画者 〇〇さんで、駐車場の造設で、追認となります。整理番号4は、携帯電話用の鉄塔です。整理番号5は、事業計画者 〇〇さんで、墓地の移転及び参道の新設です。整理番号6は、事業計画者 〇〇さんで、墓地の移転です。整理番号7は、事業計画者 〇〇さんで、宅地拡張及び駐車場、墓地進入路、管理地並びに物置増築で、追認となります。整理番号8は、事業計画者株式会社〇〇さんで、木材資材置場の整備で、追認となります。整理番号9は、事業計画者 〇〇さんで、墓地の移転です。</p> <p>〇〇町の説明をします。1ページをご覧ください。除外する件数は4件です。自宅宅地整備が1件、堆肥舎の建設が1件、宅地進入路及び貸駐車場の整備が1件、携帯電話用の鉄塔設置が1件となっています。2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、11.9aとなっています。5ページをご覧ください。個別説明資料となります。整理番号1は、事業計画者 〇〇さんで、宅地進入路及び貸駐車場の整備です。整理番号2は、携帯電話</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>用の鉄塔です。整理番号3は、事業計画者 ○○さんで、堆肥舎の建設です。整理番号4は、事業計画者 ○○さんで、居宅用住宅の新築のための案件となります。自宅の老朽化に伴う建て替えです。</p> <p>○○町の説明をします。1ページをご覧ください。除外する件数は6件です。水稻ライスセンター及び玉ねぎ処理場の新築が1件、山林の新植が1件、携帯電話用の鉄塔設置が4件となっています。2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、89.3aとなっています。5ページをご覧ください。整理番号1、2は、携帯電話用の鉄塔です。整理番号3は、事業計画者 農事組合法人○○さんで、水稻ライスセンター及び玉ねぎ処理場の新築です。1種農地となっており、許可条項は許可規則33条の4号集落接続となります。整理番号4は、携帯電話用の鉄塔です。整理番号5は、事業計画者 株式会社○○さんで、植林の案件です。整理番号6は、携帯電話用の鉄塔です。</p> <p>○○町の説明をします。1ページをご覧ください。除外する件数は5件です。宅地拡張が1件、宅地拡張及び墓地の新設が1件、車庫の新築が1件、駐車場の造設が1件、墓地の1件となっています。2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、2.9aとなっています。5ページをご覧ください。整理番号1は、事業計画者 ○○さんで、墓地の移転です。整理番号2は、事業計画者 ○○さんで、駐車場の造設です。整理番号3は、事業計画者 ○○さんで、車庫の新築です。整理番号4は、事業計画者 ○○さんで、宅地拡張及び墓地の移転で、宅地拡張部分について追認となります。整理番号5は、事業計画者 ○○さんで、宅地進入路及び車庫の整備です。</p> <p>今回の除外申請では、1種農地の割合は少ないですが、除外としては、1種農地は認められないところがあり、代替性が無い、どうしてもここでないといけない事と集落接続が許可に認められる重要なポイントになります。今回の案件の中には、代替性と集落接続において難しい面もありますが、今後県と協議を行います。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。</p> <p>議 長 ただ今、農政課より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p> <p>議 長 無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p> <p>議 長 討論を終わります。お諮りいたします。議第74号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定については、提案のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。よって、議第74号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定については、提案のとおり妥当として、市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>議 長 次に、議第75号雲南市農地情報登録制度取扱要領の制定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>事務局 議案書36ページ、議第75号雲南市農地情報登録制度取扱要領の制定についてを説明します。制定を行う理由ですが、空き農地情報登録は、農地の所有者が耕作が行われてい</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>ないなど、空いている農地等貸したいという農地を登録し農地情報を公開することによって、借りたい方が借りる事が出来る仕組みをするものです。また、この制度によって休耕中の農地を新たな耕作者へつなげることで荒廃農地の発生防止に寄与する事が出来ると考えられるため農地情報登録制度通称空き農地バンクとして情報を提供・発信するものです。この要領は事務取扱要領として第1条から第14条までを定めており、登録農地の申し込み方法や空き農地バンクの利用申請やそれらの注意事項をまとめたものとなっています。貸したい農地を登録しその情報を公開することで、借りたい人や私たち農業委員会委員や推進委員さんや事務局も、借りる事が出来る農地の情報が誰でもわかるという、見える化をすることができます。公開している登録情報から利用したい農地があった際には利用申請を行って頂きます。その後は担当区域の委員の方や事務局でサポートし利用権設定などの申請へつなげていただくこととなります。この要領は手続きの流れそしてその申請の際の様式を定めたものとなっております。なお、告示日は令和3年3月23日、本日付けを予定していますが、施行予定日は、令和3年4月1日からとさせていただきたいと思えます。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第75号雲南市農地情報登録制度取扱要領の制定については、提案のとおり制定することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第75号雲南市農地情報登録制度取扱要領の制定については、提案のとおり制定することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第76号雲南市標準農作業料金検討協議会規程の一部を改正する告示についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書45ページ、議第76号雲南市標準農作業料金検討協議会規程の改正についてをご説明いたします。議案書46ページをご覧ください。今回議案上程の理由ですが、大きくは2点ございます。1点目として、現在本規定では委員の任期は2年となっており、本日のように総会で決定いただいた任期と二重で任期が設定されている状態になっておりましたので、これを是正いたします。2点目には、この協議会は雲南市農業委員会の内部組織であり、農業委員会からの選出委員については総会で選任していただいておりますが、協議会の規定では会長が委嘱することとなっており、こちらもちぐはぐな状況となっておりますので、これを是正いたします。その他、標記がまちまちになっている部分がございますので、今回の改正に合わせて整理いたしました。具体的には、議案書47ページからの新旧対照表をご覧ください。まず第3条において、表記を改め、農業委員会の委員を委嘱の対象から外しております。また、第5条において任期2年の対象から農業委員会の委員を外しております。その他の第4条・第6条・第7条は表記を整えるための字句修正を行っております。いずれの修正も、これまでの運用から何か変わるものではなく、実態に合っていなかった規定を実態に合わせた修正となります。以上について、ご審議をよろ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>しくお願いいたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第76号雲南市標準農作業料金検討協議会規程の一部を改正する告示については、提案のとおり制定することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第76号雲南市標準農作業料金検討協議会規程の一部を改正する告示については、提案のとおり制定することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(15:30終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____